



議案第五十七号

三朝町過疎地域振興計画の一部変更について

次のとおり三朝町過疎地域振興計画の一部を変更することについて、過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第六条第六項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十七年六月十七日

三朝町長

松

村

喬

成

昭和五十七年六月十七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

3 交通通信体系の整備、 (3) 整備計画 中

農村放送施設	吉田・片柴	農事組合	農村地域農業構造改善事業
--------	-------	------	--------------

農村放送施設	吉田・片柴	農事組合	農村地域農業構造改善事業
(8) 道路整備機械等	除雪ドーザー 車輛式々七級	町	国庫補助事業

に於ける。